

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 KS04-01
- 2 案件名 RPA 開発支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市役所本庁舎内など
- 4 契約期間 令和4年8月1日 ～ 令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方
 住所： 東京都港区海岸一丁目7番1号
 社名： ソフトバンク株式会社
- 6 指定理由
 (根拠)
 地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
 宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

 (指定理由)
 本件については、一般競争入札に付したところ、入札参加申請期間中に参加申請を行った事業者が一者のみとなり、中止となった。
 そのため、当該事業者のみが本仕様書に沿う能力を有していると判断し、当該事業者と特名随意契約を行う。
- 7 問合わせ先
 課名： 経営改革推進課 内線： 2167

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 3
- 2 案件名 ぴったりサービス連携にかかる申請管理システム等の構築業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 日本電気株式会社 神戸支社

- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本案件の委託業務は、ぴったりサービスから申請されたデータを基幹システムに連携する環境を構築するものです。ネットワークの整備、Seriolaの改修、申請管理システムの新規導入を委託範囲としています。

ネットワークの整備について、上記契約相手方は本市の既存の機器や本市特有のセキュリティ対策、ネットワーク構成及び運用に精通しており、ネットワークの安定運用の維持や万が一の障害発生時においても迅速な対応が可能です。また、Seriolaの改修は著作権を有している上記契約相手方以外に実施できません。さらに、申請管理システムとSeriolaは密に連携することから、Seriolaの保守を担当している上記契約相手方であれば、責任分界点等があいまいにならず、急な課題が発生した場合にも迅速に対応できます。

以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：2514

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委－8
- 2 案件名 福祉医療システムにおけるサーバOS 更新対応業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市中央区本町2丁目5番7号
社名：株式会社アイネス 関西支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該委託業務は、現在本市が使用している福祉医療システムの機能改修を行う業務委託です。
本市が使用している福祉医療システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの改修については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、現在の福祉医療システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。
- 7 問合わせ先
課名： 医療助成課 内線：2492

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 宝窓委－2 2
- 2 案件名 戸籍システムソフトウェア等保守業務委託
(令和4年8月分から令和5年3月分)
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)8月1日から令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
社名：富士フイルムサービス株式会社
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)
本契約の対象となる戸籍システムのソフトウェアは、富士フイルムシステムサービス社製であるため、同システムの著作権を保有する上記相手方以外では対応できないため。
7. 問い合わせ先
課名：窓口サービス課 内線：2472

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 宝窓委－2 2
- 2 案件名 戸籍システムソフトウェア等保守業務委託
(令和4年8月分から令和5年3月分)
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)8月1日から令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
社名：富士フイルムサービス株式会社
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)
本契約の対象となる戸籍システムのソフトウェアは、富士フイルムシステムサービス社製であるため、同システムの著作権を保有する上記相手方以外では対応できないため。
7. 問い合わせ先
課名：窓口サービス課 内線：2472

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 KF10-1
- 2 案件名 宝塚市地域公共交通計画策定業務
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 契約の日から
令和5年(2023年)2月28日まで
- 5 契約相手方 住所：神戸市中央区下山手通5-7-15
社名：株式会社丸尾計画事務所 神戸事務所

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令第167条の2第1項2号及び、宝塚市契約規則第20条第1項ただし書を準用し、根拠とする。

(指定理由)

昨年度、宝塚市地域公共交通協議会において地域公共交通計画(素案)が作成され、宝塚市は地域公共交通計画(素案)を受理した。しかし、令和4年4月より、市内のほぼ全域を運行する阪急バス株式会社が、大幅な路線、ダイヤ等の改編を行うことが明らかになったことから、地域公共交通計画(素案)の時点修正を行う必要性が生じた。昨年度の地域公共交通計画(素案)策定業務は、プロポーザル方式により、受注者を決定し、株式会社丸尾計画事務所神戸事務所と委託契約を締結した。本業務については、計画の時点修正であり、素案策定業務との整合を図る必要があることから、その一体性に鑑み、路線バスのデータ更新等について、株式会社丸尾計画事務所神戸事務所と特名随意契約を行うものである。

7 問合せ先

道路政策課(内線：2303)

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－19
- 2 案件名 児童手当および児童扶養手当システム改修作業委託
(共通基盤システムおよび中間サーバコネクタ更新関係)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪市北区堂島2-4-27
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童手当・児童扶養手当システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、今回の制度改正に対応して当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
7. 問合わせ先
課名：子育て支援課 内線：2649

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 S K - 4
- 2 案件名 市営火葬場火葬炉修繕工事
- 3 案件場所 宝塚市川面字長尾山地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年（2022年）12月26日

5 契約相手方

住所：富山県富山市奥田新町12番3号
社名：(株) 宮本工業所

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本市の火葬炉設備の修繕は、その設備の特殊性から、向流燃焼式火葬炉の特許をもっており、機器の機能を熟知している製造元の上記業者しかできないため。

7 問合わせ先

課名：生活環境課

内線：2605

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 S R - 4
- 2 案件名 令和4年度 市営長尾山霊園膜ろ過浄水設備修繕
- 3 案件場所 宝塚市川面字長尾山地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年(2022年)12月26日

5 契約相手方

住所： 吹田市江の木町1番6号(関西オルガノビル4F)
社名： オルガノプラントサービス株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条1項ただし書き

(指定理由)

本市の膜ろ過浄水設備の修繕は、膜モジュール系統の洗浄等、機器の機能を熟知しており、特殊な規格にも対応できる製造元の上記業者しかできないため。

7. 問合わせ先

課名：生活環境課

内線：2605

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R4-8
- 2 案件名 市内店舗キャッシュレスポイント還元事業支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 委託期間 契約締結の日 から 令和5年(2023年) 1月31日まで
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区京町70番
社名：株式会社JTB 神戸支店

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務は、事業者・消費者双方のキャッシュレス化推進を後押しすると同時に、市民の消費喚起による地域経済の回復を目的とし、キャッシュレス決済にかかるポイント還元を実施するものです。受託者は、ポイント還元部分の補助を実施するにあたり、キャッシュレス決済事業者との各種調整及びポイント還元部分の補助額の進捗管理などの事務局運営を担うものです。

契約相手方の選定にあたっては、市内事業者の実情などに応じた迅速かつ臨機応変な対応、決済事業者との円滑な連絡調整力を必要とすることから、一般競争入札ではなく公募型プロポーザル方式により事業者を広く募集した結果、当契約相手方から応募がありました。

プロポーザル審査会で受けた提案では、当該業務の目的達成に必要な知識、能力および経験が高く評価され、当契約相手方を受託候補者として選定したものです。

7 問合わせ先

課名：商工勤労課

内線：2233

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 - 9
- 2 案件名 「モノ・コト・バ宝塚」プロモーション支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和5年（2023年）1月31日まで
- 5 契約相手方
住所：尼崎市南武庫之荘3-20-12
社名：株式会社 地域環境計画研究所
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本業務は、「モノ・コト・バ宝塚」の市内外への効果的なPRを目的に、特集誌を1号作成するもので、特集誌の編集方針等の企画立案、紙面デザインおよびレイアウト、取材撮影や選定事業者との編集会議支援を業務委託することで、PRに関する専門的な知識を盛り込んだ効果的な特集誌作成を目的としています。
当市は、平成30年度に公募型プロポーザル方式による選定以降、当契約相手方に令和3年度までプロモーション支援業務を委託しており、これまでに発行した5冊の特集誌はいずれも好評で、宝塚らしい選定資源「モノ・コト・バ宝塚」の効果的なプロモーションが実現されています。
当契約相手方は、本市の地域特性を十分に理解しており、かつ選定資源の魅力を発信する能力に秀でていること、更には今までに発行した特集誌のコンセプトや紙面デザインも非常に好評であり、特集誌発行のみならず「モノ・コト・バ宝塚」の全体的な推進も期待できることから、比較的安価で効果が高いプロモーションを発揮できる事業者は当契約相手方以外では困難であると判断し、プロポーザル方式の手法を取らない特名随意契約において契約締結しようとするものです。
- 7 問合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2233

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 0 4 - 1
- 2 案件名 本会議等インターネット中継放送システム運用管理業務委託（保守）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和5年（2023年）8月31日まで
- 5 契約相手方
住所：東京都新宿区市谷八幡町16番
社名：株式会社社会議録研究所
- 6 指定理由
（根拠）
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号 該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）
上記案件については、議会運営において必須のシステムであり、安定した運用が必要となります。
当該システムを、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、システム導入事業者として当該機器の仕様、動作環境に精通している上記契約相手方の他にありません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名：議事調査課 内線：2096